

北陸地方整備局
記者発表

発表日時	平成23年4月12日
------	------------

平成23年度まちづくり計画策定担い手支援事業の 助成対象事業主体の募集開始について

～ 地権者組織等による都市計画の提案素案作成費用を国が支援 ～

国土交通省では、市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図ることを目的として、地権者組織をはじめ、地域におけるまちづくりの担い手に対して必要な経費を補助する「まちづくり計画策定担い手支援事業」を実施しています。

このたび本事業について、4月12日(火)から5月13日(金)までの期間、平成23年度の助成対象事業主体を募集することとしました。

本事業を活用し、地域の方々が自ら主体となって、地域の現状把握や課題の分析、目指すべき防災性や住環境の検討など専門的な検討を行い、市街地の整備改善に有効な地区計画素案を取りまとめることにより、建築物の自律的な建替え等が促進され、密集市街地、中心市街地、都市再生緊急整備地域等の整備改善が進むことが期待されます(事業の概要は別紙-1のとおり)。

なお、平成22年度は22件の応募申請があり、その中から22件を助成しました(別紙-2のとおり)。

～ 詳しくはまちづくり計画策定担い手支援事業ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/ninaite/index.html>)をご覧ください～

取り扱い	平成23年4月12日 14:00解禁
------	--------------------

〈同時発表記者クラブ〉

新潟県政記者クラブ
石川県政記者クラブ

新潟県政記者クラブ
その他・専門紙

富山県政記者クラブ

〈問い合わせ先〉

北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長 渡邊 峰樹 (内線 6161)
TEL 025-280-8880(代表) TEL 025-280-8755(直通)

<事業概要>

(1)事業主体:地権者組織 等(専門知識が十分ではなく、調査や提案素案作成を委託する必要がある団体)

(2)対象地域:以下の①②の要件を満たす地域

① 都市計画区域内の 0.5ha 以上の地区

② 国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区

- ・ 密集市街地(全国で約 25,000ha)
- ・ 中心市街地活性化法による認定基本計画区域
- ・ 都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
- ・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画における重点区域
- ・ 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 2 項地区
- ・ 密集市街地整備法による防災再開発促進地区
- ・ 上記予定区域

(3)補助対象:地区計画等都市計画の提案素案の作成及びそのための調査等を専門家に依頼するのに要する費用(委託費)

(※「都市計画の提案素案の作成」は必須項目です。)

- ・ 基礎調査(土地利用・建築物に関する現況調査、市街地環境の調査等)
- ・ 地区診断(地域課題の抽出、建築規制等の導入効果分析等)
- ・ 都市計画の提案素案の作成

(4)補助率:定額補助(重点密集市街地)

1/2 補助(重点密集市街地以外の地域)

(5)補助限度額:5 百万円/ha(事業費ベース)

(※ただし、重点密集市街地については、1 地区あたり 20 百万円を限度とします。)

(6)平成 23 年度予算:154 百万円(国費)

<平成 23 年度募集スケジュール>

平成 23 年 4 月 12 日(火) 募集開始

平成 23 年 5 月 13 日(金) 募集締切

平成 23 年 6 月中旬 助成対象事業主体の選定

平成 22 年度まちづくり計画策定担い手支援事業の選定結果

平成 22 年度は、22 件の応募申請があり、審査の結果 22 件を助成しました。

<助成対象事業主体一覧>

都道府県	地区名 (下段は住所)	応募団体名	面積 (ha)	対象区域要件
北海道	札幌駅前通南街区地区(札幌四番街地区) (札幌市中央区南 1 条から南 4 条の西 3 丁目から西 4 丁目)	札幌四番街商店街振興組合	4.8	都市再生緊急整備地域
岩手県	中ノ橋一丁目地区 (盛岡市中ノ橋通一丁目・南大通二丁目地内)	盛岡市中ノ橋一丁目地区 まちづくり協議会	1.8	中心市街地
東京都	上池袋第 4 地区 (豊島区上池袋 4 丁目、3 丁目の一部)	上池袋第 4 地区まちづくり協議会	17.8	重点密集市街地 防災再開発促進地区
東京都	品川区戸越 5 丁目地区 (品川区戸越 5 丁目の一部)	戸越公園駅周辺まちづくり協議会	3.8	密集市街地 防災再開発促進地区
東京都	雑司ヶ谷 2 丁目地区 (豊島区雑司が谷 2 丁目)	池袋南地区まちづくりの会	12.8	重点密集市街地
東京都	東向島二・向島四地区 (墨田区東向島二丁目の一部及び向島四丁目の一部)	東向二四地区まちづくりを考える会	12.7	重点密集市街地
東京都	品川区小山 3 丁目地区 (品川区小山 3 丁目の一部)	小山 3 丁目地区 まちづくり推進協議会	1.6	密集市街地 再開発法 2 号地区 防災再開発促進地区
東京都	ハッピーロード大山商店街地区 (板橋区大山町)	ハッピーロード大山商店街振興組合	7.6	密集市街地
神奈川県	鶴見区市場西中町地区 (横浜市鶴見区市場西中町)	鶴見区市場西中町まちづくり協議会	6.1	重点密集市街地
神奈川県	滝頭・磯子地区(第 2 期地区) (横浜市磯子区中浜町、久木町、広地町)	滝頭・磯子まちづくり協議会	21.6	重点密集市街地
神奈川県	本郷町 3 丁目地区 (横浜市中区本郷町 3 丁目地内)	住みよいまち・本郷町 3 丁目 地区協議会	16.1	重点密集市街地
神奈川県	西区西戸部町地区 (横浜市西区西戸部町一丁目の一部及び二丁目の一部)	一本松まちづくり協議会	18.2	重点密集市街地
静岡県	町方町・大門町・通横町地区 (沼津市町方町・大門町・通横町)	株式会社LSC沼津みなみ	2.1	中心市街地
愛知県	名古屋錦二丁目地区 (名古屋市中区錦二丁目)	錦二丁目まちづくり連絡協議会	17.7	都市再生緊急整備地域

大阪府	高槻センター街地区 (高槻市高槻町)	TAKATSUKI グランド21 計画 検討委員会	1.2	中心市街地
大阪府	萱島東地区 (寝屋川市萱島桜園町、萱島東一丁目地内)	萱島東地区まちづくり協議会 まちづくり専門部会	6.2	重点密集市街地 都市再生緊急整備地域 防災再開発促進地区
大阪府	門真市幸福町・垣内町地区 (門真市幸福町 11 番 52 号地内)	門真市幸福町・垣内町・中町 まちづくり協議会	12.0	重点密集市街地 密集市街地 防災再開発促進地区
和歌山県	和歌山市駅前地区 (和歌山市杉之馬場、東蔵前丁、屏風丁)	和歌山市駅前再生計画検討委員会	1.0	中心市街地
福岡県	副都心黒崎・藤田二丁目地区 (北九州市八幡西区藤田二丁目地内)	副都心黒崎開発推進会議	3.3	中心市街地
福岡県	六本松 2・4 丁目地区 (福岡市六本松 2・4 丁目周辺)	草ヶ江校区まちづくり協議会	9.6	再開発法 2 号地区
長崎県	水の浦地区 (長崎市水の浦町、大谷町地内)	水の浦地区まちづくり協議会	16.5	重点密集市街地
大分県	浜町・芦崎・新川西地区 (大分市浜町北、浜町東、芦崎、新川西の一部)	浜町・芦崎・新川西地区 住環境整備協議会	20.5	重点密集市街地

以上

まちづくり計画策定担い手支援事業

平成23年度助成対象事業主体募集（4月12日～5月13日）

～ 地権者組織等による都市計画の提案素案作成費用を国が支援 ～

本事業を活用し、地域の方々が自ら主体となって、地域の現状把握や課題の分析、目指すべき防災性や住環境の検討など専門的な検討を行い、市街地の整備改善に有効な地区計画素案を取りまとめることにより、建築物の自律的な建替え等が促進され、密集市街地等の整備改善が進むことが期待されます。

【事業主体】：地権者組織 等

【募集期間】：平成23年4月12日～平成23年5月13日

【対象地域】：以下の①②の要件を満たす地域

①都市計画区域内で0.5ha以上の地区

②国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区

- ・密集市街地（25,000ha）
- ・中心市街地活性化法による認定基本計画区域
- ・都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画の重点区域
- ・都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
- ・密集市街地整備法による防災再開発促進地区
- ・上記予定区域

【補助対象】：地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用（委託費）

まちづくり計画策定担い手支援事業による助成

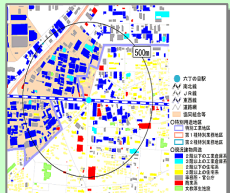
※助成費は地権者組織等からコンサルタントへ委託する費用のみです。
地権者組織等の運営費、自ら行う場合の調査費は含まれません。

①基礎調査（土地利用・建築物に関する現況調査等）

■現地調査

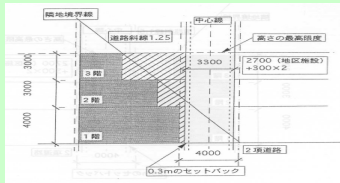
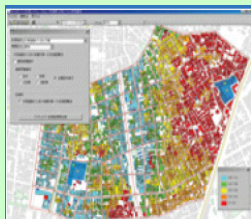


■調査結果のとりまとめ



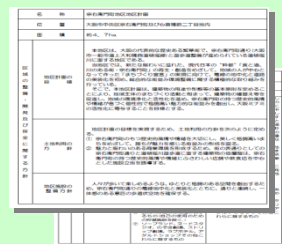
②地区診断（現況調査等の資料解析等）

■地区の課題の整理 ■市街地の防災性評価



■模型等を使った計画内容のスタディ ■地区計画による規制緩和 後の地区イメージの作成等

③地区計画等の都市計画提案のための素案作成



【補助率】 定額補助（重点密集市街地）

1/2補助（重点密集市街地以外の地域）

【補助対象限度額】：5百万円/ha（事業費ベース）

（ただし、重点密集市街地については、1地区あたり20百万円を限度）

【問い合わせ先】：国土交通省都市・地域整備局都市計画課

TEL：03-5253-8111（内線32634）